

BSE根絶のための 飼料規制について

平成16年9月

農林水産省 消費・安全局

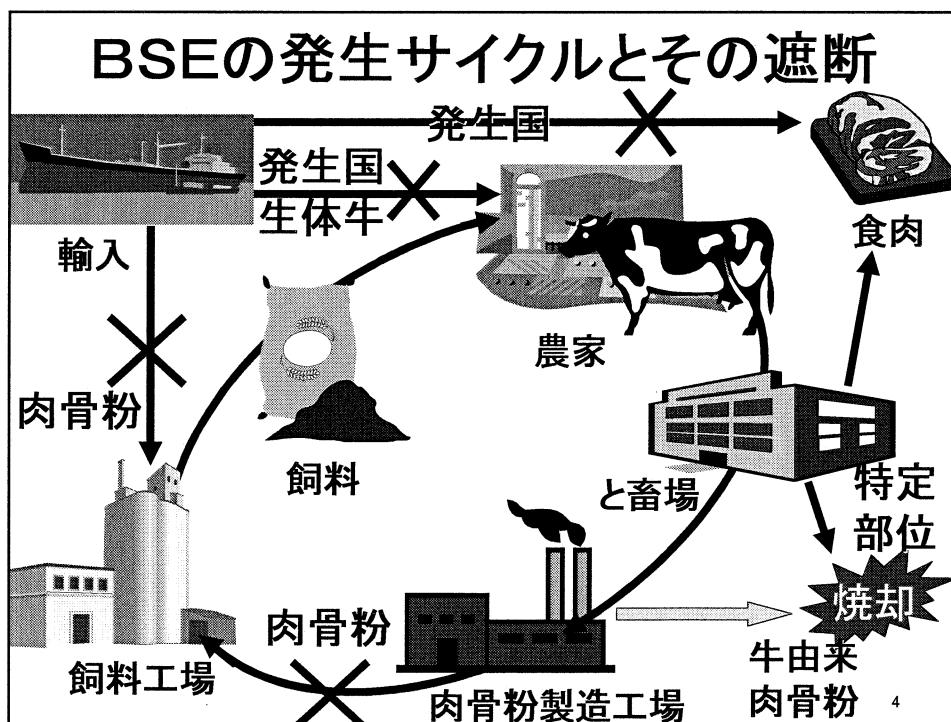
BSEの発生

- 英国におけるBSEの発生
 - 異常プリオントンパク質を含む肉骨粉の牛への投与が原因
 - 1986年以降18万頭以上に発生
- 日本におけるBSEの発生
 - 1～7、10、11頭目
平成7年12月～平成8年4月生まれ
 - 8、9頭目
平成13年10月、平成14年1月生まれ
 - 12頭目 平成11年7月生まれ

原因究明

- BSE疫学検討チーム報告書
(平成15年9月)

- 牛用飼料への製造・輸送段階での肉骨粉の意図しない混入による感染の可能性



飼料規制の基本的考え方

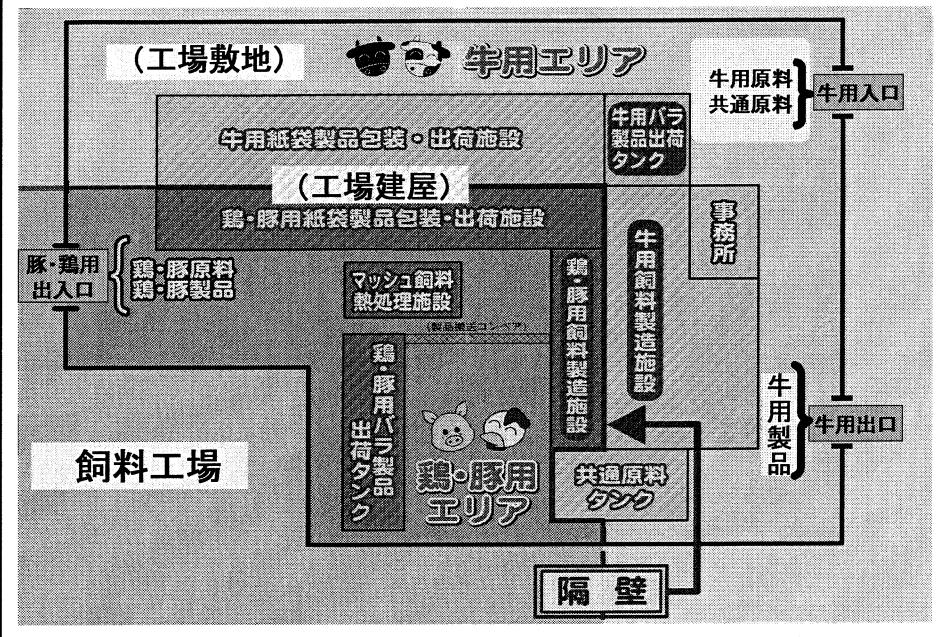
- BSEの感染源となりうるものへの飼料への利用の規制
 - 肉骨粉、魚粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止
- 牛用飼料とその他の飼料の分離
 - 牛用飼料とその他の飼料の交差汚染防止のために、飼料の製造、保管、輸送等を分離

飼料原料の規制状況

飼料原料	由来	飼料			
		牛	豚	鶏	魚
肉骨粉、獸脂かす	牛	×	×	×	×
	豚、馬	×	×	×	×
チキンミール(鶏由来肉骨粉)	鶏	×	○	○	○
フェザーミール(羽毛加工物)					
動物性油脂 (肉骨粉製造時に発生する油脂)	牛	×	○	○	○

× : 飼料利用不可、○ : 飼料利用可⁶

牛用飼料と豚・鶏用飼料のライン分離(飼料工場)



■ 日本における牛海綿状脳症対策について

(食品安全委員会プリオン専門調査会 中間とりまとめ)

- BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のBSE牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。